

(設置)

第1条 建設事業に伴う工事に起因して、第三者に及ぼした損失について適切な補償額の認定及び松江市、工事請負者、設計受託者間の責任の範囲等につき判定するため、松江市建設工事補償審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(組織等)

第2条 審査委員会は、委員長1名、副委員長2名、委員若干名をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長及び財政部長をもって充てる。

3 委員は、政策部長、産業経済部長、文化スポーツ部長、環境エネルギー部長、都市整備部長、総務課長、財政課長、契約検査課長及び建設工事監理室長並びに財政部、産業経済部、文化スポーツ部、環境エネルギー部及び都市整備部内の建設工事を主管する課長並びに建設工事監理室上席検査官及び検査官のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

6 審査委員会に附属機関として小委員会を置く。

(事故報告)

第3条 工事の施工に起因して第三者に損失を及ぼしたときは、損失の起因となる工事を所管する課長は受注者及び設計受託者より事情聴取の上、速やかに損失補償事故報告書(様式第1号。以下「事故報告書」という。)をもって契約検査課長に報告しなければならない。

2 前項の規定により事故報告を受けた契約検査課長は、速やかに事故報告書の内容点検を行い、委員長に報告しなければならない。

3 委員長は、前項の報告があったときは、小委員会を招集し、予備審査を行わせるものとする。

(審査)

第4条 審査委員会は、前条に規定する事故報告書に基づき公正に審査を行うものとする。この場合において、事故報告書の概算補償額が20万円未満のものにあつては、委員長は副委員長にその職務を代行させることができる。

(運営)

第5条 審査委員会の運営は、次によるものとする。

(1) 審査委員会の会議は、委員長が必要に応じてその都度招集するものとし、建設工事損失補償査定書(様式第2号)により審査するものとする。

(2) 審査委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(3) 審査委員会の会議は、公開しないものとし、審査内容については秘密を厳守しなければならない。

2 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者等委員以外の者に出席を求め事情聴取をし、又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、契約検査課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年6月1日松江市訓令第35号)

この訓令は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日松江市訓令第1号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日松江市訓令第6号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日松江市訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日松江市訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月31日松江市訓令第9号)

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日松江市訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日松江市訓令第7号)
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月31日松江市訓令第4号)抄
(施行期日)

1 この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日松江市訓令第5号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日松江市訓令第3号)
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

損 失 補 償 事 故 報 告 書

年 月 日

松江市建設工事補償審査委員会

委員長 様

主管課長名



松江市建設工事補償審査委員会要綱第3条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 工事名				2 受注者名		
3 工期	年 月 日 年 月 日	4 実施 年度	年度	5 予算 額	千円	
6 事故の 状況						
7 被害者 名及び申 立事項	松江市 町 番地 (氏 名) (職 業) (年齢)					
8 応急処 置の状況						
9 受注者 からの事 情聴取の 状況						
10 その他						
11 概算補 償額						
12 備 考						

